

福山市路線バス乗務員就労応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バス乗務員が不足し、路線の減便や廃止が余儀なくされている現状を鑑み、新たに乗務員として就労する者に対して、予算の範囲内で福山市路線バス乗務員就労応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、乗務員確保を図るため、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を行う者のうち、バス運行対策費福山市補助金交付要綱（2002年（平成14年）1月16日施行）による補助金の交付の対象となるバス路線（コミュニティバスを除く。）を有する者をいう。
- (2) 乗務員 路線バス事業者が保有する車両をバス事業における顧客の輸送のために運転する者として、路線バス事業者が雇用する者で、1週間の所定労働時間が20時間以上ある者をいう。
- (3) 転入者 備後圏域（広島県三原市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市及び井原市）外から転入した者で、第5条第1項の申請までに福山市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載がある者をいう。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第5条第1項の申請までに福山市の住民基本台帳に登録がある者
- (2) 2025年（令和7年）4月1日以降に乗務員となった者
- (3) 乗務員となった日から1年以上継続して勤務する意思がある者
- (4) 過去にこの要綱に基づく応援金の交付を受けていない者
- (5) 市税等（市税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していない者

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、1人当たり20万円とする。

2 交付対象者が転入者である場合は、前項の額に転入加算金として20万円を加算する。

(交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする交付対象者は、福山市路線バス乗務員就労応援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 就労証明書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、応援金の交付の適否を決定し、福山市路線バス乗務員就労応援金交付決定通知書（様式第4号）又は福山市路線バス乗務員就労応援金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（応援金の請求）

第7条 前条の規定による応援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、応援金の交付を受けようとするときは福山市路線バス乗務員就労応援金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（応援金の交付）

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、交付決定者に対し、応援金を交付するものとする。

（届出事項）

第9条 交付決定者は、乗務員となった日から起算して1年が経過する日までに退職したときは、退職した日から1か月以内に福山市路線バス乗務員就労応援金退職届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の退職届には、退職理由を証する書類を添付するものとする。

(1) 出産のため 母子健康手帳の交付決定者の名前と出産予定日のわかるページの写し

(2) 病気若しくは災害により就労を継続できなくなったため 医師の診断書の写し
又は災害証明書

(3) 他の路線バス事業者に転職するため 転職先の就労証明書（様式第2号）

(4) その他 市長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、応援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 乗務員となった日から起算して1年が経過する日までに退職したとき。ただし、前条第2項に規定する退職の理由に該当すると市長が認めたときはこの限りでない。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正行為により応援金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により応援金の交付決定を取り消したときは、福山市路線バス乗務員就労応援金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（応援金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により応援金の交付決定を取り消した場合において、既に応援金が交付されているときは、福山市路線バス乗務員就労応援金返還命令通知書（様式第9号）により、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 前項の応援金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。